

大分県プラスチック削減事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、「おおいたプラごみゼロ宣言」に伴い実効性のあるプラスチックごみの削減を図るため、県内の事業者（以下「事業実施主体」という。）が行うプラスチック代替製品の開発事業等に要する経費に対し、予算の定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については、大分県補助金等交付規則（昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「おおいたグリーン事業者（脱プラスチック部門）」とは、おおいたグリーン事業者認証制度実施要綱第6条に基づき脱プラスチック部門において認証された事業者をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次のとおりとする。

- (1) プラスチック代替製品の開発事業
- (2) プラスチック削減に継続的に取り組むためのトレイ回収ボックス等の整備事業
- (3) プラスチック削減に資する代替製品等の整備事業
- (4) プラスチックごみの減容に資する設備の導入事業

(補助対象者)

第4条 補助金交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) おおいたグリーン事業者（脱プラスチック部門）であること。
- (2) 第3条の各号の規定に基づく事業と同一の事業の補助金の交付を受けていないこと。
- (3) 第3条第3号の「プラスチック削減に資する代替製品等の整備事業」については、令和3、4年度に実施した「大分県プラスチック代替製品利用促進事業費補助金」の「プラスチック代替製品の導入に関する事業」に基づく補助金の交付を受けていないこと。
- (4) 暴力団員（暴力団員による不要な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(補助対象経費及び補助率)

第5条 この補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助率は、別表1に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第6条 規則第3条第1項の規定による申請は、補助金交付申請書（様式第1号）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

らない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 誓約書（様式第4号）
- (4) その他知事が必要と認める書類

2 規則第3条第3項の規定により、申請書もしくは添付書類に記載すべき事項又は添付すべき書類のうち省略することのできるものは、同条第2項第2号及び第6号に掲げる事項とする。

3 第1項の規定による申請書を提出するにあたって、事業実施主体について、当該補助金に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（審査等）

第7条 県は補助対象事業のうち第3条1号の「プラスチック代替製品の開発事業」については、審査会を設置し、審査を行う。

2 審査会の設置及び審査方法については、別に定めるものとする。

（補助条件）

第8条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 規則第6条に規定する通知を受けた後において、おおいたグリーン事業者（脱プラスチック部門）を少なくとも1回更新すること。
- (2) 補助事業の内容又は経費の配分の変更（知事が定める軽微な変更を除く。）をする場合は、補助金変更承認申請書（様式第5号）を知事に提出し、その承認を受けること。
ただし、補助金の額の減額であり、価格競争（入札等）を行った結果で、内容に一切の変更がない場合は軽微な変更の範囲に含まれる。この場合にあっては、実績報告に併せて変更の承認を申請すること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (5) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (6) この補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）は、

知事の承認を受けないで、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保の用に供してはならないこと。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。

- (7) 財産は、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管し、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従って、その効率的な運用を図ること。
- (8) 財産のうち、一件当たりの取得価格が50万円以上のものを処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。ただし、大蔵省令に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。
- (9) 知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (10) 第6条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第11条の規定による実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告すること。
- (11) 第6条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第12条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額（前号の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書（様式第6号）により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還すること。
- (12) その他、規則、実施要領及びこの要綱の定めに従うこと。

2 規則第5条第1項第1号の規定による知事の定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、次のとおりとする。

- (1) 補助金の交付目的に反しない事業内容の変更
- (2) 補助対象経費の20パーセント以内の増減

（補助金の交付決定の通知）

第9条 規則第6条の規定による通知は、補助金交付決定通知書（様式第7号）により行うものとする。

（申請の取下げのできる期間）

第10条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、補助金交付決定通知書を受理した日から起算して15日を経過した日までとする。

（実績報告）

第 11 条 規則第 12 条の規定による実績報告は、補助金実績報告書（様式第 8 号）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、事業完了若しくは廃止の承認を受けた日から起算して 30 日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（様式第 9 号）
- (2) 収支精算書（様式第 10 号）
- (3) 契約書又は見積書等の写し
- (4) 成果物及び取組状況等の写真
- (5) 検査調書の写し（物品の取得を目的としない場合は不要。契約金額が 100 万円未満のものについては、完了確認の日及び確認者を記載した納品書又は請求書の添付によることができる）
- (6) 領収書又は請求書の写し
- (7) 財産管理台帳の写し（この補助事業によって取得した 10 万円以上の物品等がある場合）
- (8) その他知事が必要と認める書類

（補助金の額の確定通知）

第 12 条 規則第 13 条の規定による通知は、補助金の額の確定通知書（様式第 11 号）により行うものとする。

（補助金の交付方法）

第 13 条 この補助金は、精算払の方法により交付する。ただし、知事が必要と認める場合は、概算払の方法により交付することができる。

（補助金の交付請求）

第 14 条 補助金の交付決定の通知を受けたものが、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書（様式第 12 号）を知事に提出しなければならない。

（報告等）

第 15 条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対して、補助対象機器の使用状況等について、書類の提出若しくは報告を求め、又は調査をすることができる。

2 補助事業者は、前項の報告等その他知事が必要と認める事項に協力しなければならない。

（書類の提出部数等）

第 16 条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は 1 部とし、その様式及び提出期限は、この要綱の本則に定めのあるもののほか、別に知事が定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和 5 年 9 月 26 日から施行し、大分県議会令和 5 年第 2 回定例会における

令和5年度補正予算に係る大分県プラスチック削減事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度予算に係る大分県プラスチック削減事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度予算に係る大分県プラスチック削減事業費補助金から適用する。

別表1（第5条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助率
<p>(1) プラスチック代替製品の開発事業</p>	<p>プラスチック製品を木や竹等のプラスチック代替製品に転換する際の開発経費</p> <p>①消耗品費 当該補助事業に専用する物品の購入に係る経費のうち、<u>備品購入費</u>に該当しないもの ※備品購入費とは、10万円以上の物を購入する費用を指す</p> <p>②委託費 加工・試作・試験・設計や実験装置の据付工事等を外部に委託する際に要する経費</p> <p>③技術指導受入費 研究開発に必要な技術指導を受ける際の外部講師への旅費・謝金</p> <p>④賃借料 研究・開発に必要な物品のリース料・レンタル料等</p> <p>⑤旅費 研究・開発に必要な調査のための経費（原則として補助事業者の旅費規程により算定）</p> <p>⑥商品PR経費 研究・開発した商品を情報発信するための経費</p> <p>⑦その他上記以外で必要と認められる経費</p>	<p>1/2以内 100万円を上限とする</p>
<p>(2) プラスチック削減に継続的に取り組むためのトレー回収ボックス等の整備事業</p>	<p>トレー・ペットボトル回収ボックス等の整備に要する経費</p> <p>①ボックスの購入・製作費 ※更新の場合は、購入から概ね5年以上経過した場合に限る</p> <p>②ボックスの送料</p> <p>③ボックスの設置費</p> <p>④その他上記以外で必要と認められる経費</p>	<p>1/2以内 1事業所あたり10万円、 1事業者あたり100万円を上限とする</p>
<p>(3) プラスチック削減に資する代替製品等の整備事業</p>	<p>プラスチック代替製品の購入経費（ただし、交付決定した年度内に使用する見込量にかかる経費とする）</p>	<p>1/2以内 30万円を上限とする。ただし、上限額は、プラスチックごみ削減推進事業によ</p>

		る現物給付に要した費用の額を減じた額とする。
(4) プラスチックごみの減容に資する設備の導入事業	事業活動により発生した、又は回収したプラスチックごみを減容するための設備の導入経費(ただし、減容後のプラスチックごみをリサイクルする場合に限る) ①減容設備の購入費 ②減容設備の運送費 ③減容設備の設置費 ④その他上記以外で必要と認められる経費	1/2以内 200万円を上限とする

※事業実施主体は、以下の要件を全て満たすこと。

- (1) おおいたグリーン事業者(脱プラスチック部門)であること。
- (2) 第3条の各号の規定に基づく事業と同一の事業の補助金の交付を受けていないこと。
- (3) 第3条第3号の「プラスチック削減に資する代替製品等の整備事業」については、令和3、4年度に実施した「大分県プラスチック代替製品利用促進事業費補助金」の「プラスチック代替製品の導入に関する事業」に基づく補助金の交付を受けていないこと。

様式第1号（第6条関係）

大分県プラスチック削減事業費補助金交付申請書

年 月 日

大分県知事

殿

住所
名称
代表者（役職・氏名）
担当者（所属・氏名）
担当者連絡先

年度において、下記のとおり大分県プラスチック削減事業費補助金を実施したいので、大分県プラスチック削減事業費補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 交付申請額（千円未満切り捨て） 円

3 添付書類

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 誓約書（様式第4号）
- (4) 県税の滞納がないことを証する納税証明（発行後、3ヶ月以内のもの。写し可。）
- (5) 交付申請額の根拠となるもの（見積書の写し等。10万円を超える物品等を購入した場合は、2社以上の見積書の写しを添付すること）
- (6) おおいたグリーン事業者認証の更新を約する書類
- (7) その他知事が必要と認める書類

事業計画書

1 事業実施主体

名称及び 所在地	
概要（従業員数・ 業種等）	
認証番号※	
認証年月日※	年 月 日

※おおいたグリーン事業者（脱プラスチック部門）の認証番号及び認証年月日

2 事業概要

事業の種類 (当てはまる数字に○印 を記入してください。)	<ul style="list-style-type: none"> 1 プラスチック代替製品の開発事業 2 プラスチック削減に継続的に取り組むためのトレイ回収ボックス等の整備事業 3 プラスチック削減に資する代替製品等の整備事業 4 プラスチックごみの減容に資する設備の導入事業
(1) 事業実施に当たっての目的	
(2) 事業概要	
(3) 事業の実施スケジュール	

(4) 事業の効果等

(5) 来年度以降の活動予定

3 確認事項

以下の事項を確認し、□に✓を入れてください。
(全てに✓を入れた場合のみ、補助の対象になります)

- 同一年度内に本補助金その他本県から同様の趣旨の補助金等の交付を受けていないこと。
- 交付決定後、おおいたグリーン事業者（脱プラスチック部門）を少なくとも1回更新すること。

様式第3号（第6条関係）

収支予算書

収入の部

※税抜き（単位：円）

区 分	予算額	備 考
補助金		
自己資金		
その他		
計		

支出の部

（単位：円）

区 分	予算額	備 考
補助対象経費		
計		

（注）項目欄には、補助対象経費の費目を記載すること。

様式第4号（第6条関係）

誓約書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、大分県知事が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が、大分県知事と行う他の契約等における確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員が役員となっている事業者
 - (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

大分県知事 殿

事業所名

事業所所在地

(ふりがな)

代表者氏名

代表者住所

生年月日（明治・大正・昭和・平成） 年 月 日（男・女）

※ 県では、大分県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

様式第5号（第8条関係）

大分県プラスチック削減事業費補助金変更承認申請書

年 月 日

大分県知事 殿

住所
名称
代表者（役職・氏名）
担当者（所属・氏名）
担当者連絡先

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった大分県プラスチック削減事業費補助金について、下記のとおり変更したいので、承認されるよう大分県プラスチック削減事業費補助金交付要綱第8条第1項第2号の規定により申請します。

記

1 変更交付申請額	金	円
既交付決定額	金	円
変更による増減額	金	円

2 変更の理由

3 添付書類（変更のあった書類のみ添付すること）

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 交付申請額の根拠となるもの（見積書の写し等。10万円を超える物品等を購入した場合は、2社以上の見積書の写しを添付すること）
- (4) その他知事が必要と認める書類

（備考）

添付書類の作成は変更前と変更後が比較対照できるよう、変更部分を二段書きにし、変更前を括弧書きで上段に記載することを基本とする。

様式第6号（第8条関係）

大分県プラスチック削減事業費補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書

年 月 日

大分県知事 殿

住所
名称
代表者（役職・氏名）
担当者（所属・氏名）
担当者連絡先

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった大分県プラスチック削減事業費補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したので、大分県プラスチック削減事業費補助金交付要綱第8条第1項第11号の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の額の確定額
（ 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額）
金 円
- 2 補助金の額の確定時に減額した消費税等仕入控除税額
金 円
- 3 消費税等の申告により確定した消費税等仕入控除税額
金 円
- 4 補助金返還相当額（3－2）
金 円
- 5 その他
（1）別紙及び積算内訳を添付すること。（任意の様式可）
（2）消費税確定申告の写し及びその添付書類（補助金に係るもの）を添付すること。

別紙

大分県プラスチック削減事業費補助金に係る
消費税等仕入控除税額集計表

仕入に係る消費税額 及び地方消費税額 (A)	補助率 (B)	仕入に係る消費税等仕入 控除税額 (A×B)	備考

(注意事項)

- 1 「仕入に係る消費税額及び地方消費税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法の規定により、仕入に係る消費税額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額を記載すること。
- 2 「仕入に係る消費税等仕入控除税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法の規定により、仕入に係る消費税額として控除できる金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額を記載すること。

大分県プラスチック削減事業費補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

殿

大分県知事

年 月 日付けで交付申請のあった大分県プラスチック削減事業費補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、大分県プラスチック削減事業費補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

- 1 補助対象経費 金 円
- 2 補助金の交付決定額 金 円
- 3 補助条件
 - (1) 規則第6条に規定する通知を受けた後において、おおいたグリーン事業者（脱プラスチック部門）を少なくとも1回更新すること。
 - (2) 補助事業の内容又は経費の配分の変更（知事が定める軽微な変更を除く。）をする場合は、補助金変更承認申請書（様式第5号）を知事に提出し、その承認を受けること。
ただし、補助金の額の減額であり、価格競争（入札等）を行った結果で、内容に一切の変更がない場合は軽微な変更の範囲に含まれる。この場合にあつては、実績報告に併せて変更の承認を申請すること。
 - (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けること。
 - (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
 - (5) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
 - (6) この補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）は、知事の承認を受けないで、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保の用に供してはならないこと。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。
 - (7) 財産は、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管し、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従って、そ

の効率的な運用を図ること。

- (8) 財産のうち、一件当たりの取得価格が50万円以上のものを処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。ただし、大蔵省令に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。
- (9) 知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (10) 第6条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第11条の規定による実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告すること。
- (11) 第6条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第12条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額（前号の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書（様式第6号）により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還すること。
- (12) その他、規則、実施要領及びこの要綱の定めに従うこと。

2 規則第5条第1項第1号の規定による知事の定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、次のとおりとする。

- (1) 補助金の交付目的に反しない事業内容の変更
- (2) 補助対象経費の20パーセント以内の増減

様式第8号（第11条関係）

大分県プラスチック削減事業費補助金実績報告書

年 月 日

大分県知事 殿

申請者
住所
名称
代表者（役職・氏名）
担当者（所属・氏名）
担当者連絡先

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった大分県プラスチック削減事業費補助金について、下記のとおり事業を実施したので、大分県プラスチック削減事業費補助金交付要綱第11条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

記

1 事業の成果

2 事業完了年月日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 事業実績書（様式第9号）
- (2) 収支精算書（様式第10号）
- (3) 契約書又は見積書等の写し
- (4) 成果物及び取組状況等の写真
- (5) 検査調書の写し（物品の取得を目的としない場合は不要。契約金額が100万円未満のものについては、完了確認の日及び確認者を記載した納品書又は請求書の添付によることができる）
- (6) 領収書又は請求書の写し
- (7) 財産管理台帳の写し（この補助事業によって取得した10万円以上の物品等がある場合）
- (8) その他知事が必要と認める書類

事業実績書

1 事業概要

<p>事業の種類 <small>（当てはまる数字に○印を記入してください。）</small></p>	<p>1 プラスチック代替製品の開発事業 2 プラスチック削減に継続的に取り組むためのトレイ回収ボックス等の整備事業 3 プラスチック削減に資する代替製品等の整備事業 4 プラスチックごみの減容に資する設備の導入事業</p>
<p>(1) 事業実施に当たっての目的</p>	
<p>(2) 事業概要</p>	
<p>(3) 事業の実施スケジュール</p>	
<p>(4) 事業の効果等</p>	
<p>(5) 来年度以降の活動予定</p>	

収 支 精 算 書

収入の部

※税抜き（単位：円）

区 分	予算額	備 考
補助金		
自己資金		
その他		
計		

支出の部

（単位：円）

区 分	予算額	備 考
補助対象経費		
計		

（注）項目欄には、補助対象経費の費目を記載すること。

様式第11号（第12条関係）

大分県プラスチック削減事業費補助金の額の確定通知書

第 号
年 月 日

殿

大分県知事

年 月 日付けで提出のあった 年度大分県プラスチック削減事業費補助金実績報告書に基づき、年 月 日付け 第 号による交付決定通知に係る補助金の額 円については、金 円に確定したので、大分県プラスチック削減事業費補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

様式第12号（第14条関係）

大分県プラスチック削減事業費補助金交付請求書

年 月 日

大分県知事 殿

住所（申請者の所在地）
名称（申請者の名称）
氏名（申請者の代表者の氏名）
担当者（所属・氏名）
電話番号

年 月 日付け 第 号で額の確定通知のあった大分県プラスチック削減事業費補助金について、精算払（概算払）の方法により交付されるよう、大分県プラスチック削減事業費補助金交付要綱第14条の規定により請求します。

記

補助金額の確定額	請求額
円	円

振込先

銀行名	
支店名	
口座種別	普通 ・ 当座
口座番号	
<フリガナ>	
口座名義人	